

様式第 4 号（第 6 条関係）

議 事 概 要

審議会等の名称	令和 2 年度 第 1 回 土浦市図書館協議会
公開・非公開の別	公開
開催日時	令和 2 年 7 月 29 日（水）午後 1 時 30 分から
開催場所	土浦市立図書館 研修室 3・4
出席者	委員 8 名，事務局 5 名
議 題	（１）会長・副会長の選出 （２）令和元年度の事業報告について （３）令和 2 年度の事業計画について （４）第 3 次土浦市子ども読書活動推進計画の策定について （５）その他
議 事 結 果	（１）会長・副会長の選出 ・互選により会長，副会長が選出された。 （２）令和元年度の事業報告について，事務局より説明 ・電子図書館について，新型コロナウイルスの関係で臨時休館としていた時期にどのような広報周知をしていましたか。 ⇒電子図書館の利用者数は増えましたが，特に広報周知をした訳ではなく，結果としてそのようになったものです。 ・来館目的の調査結果を教えてください。 ⇒来館目的としては，本を借りる，館内での読書，学習場所としての利用の順に多く，また施設自体に興味を持ち何となく立ち寄った人も一定数いることが調査の結果として分かりました。 ・本の通帳サービスを各分館でも利用できるようにしてもらいたい。

	・貸出冊数が平成 30 年度と比べ、16 歳から 18 歳、19 歳から 29 歳の年代で大きく減少しているが、この理由としては何が考えられるか。 ⇒平成 30 年度は実質的には開館の初年度に当たり、予想の 3 倍を超える高校生が貸出を利用していたことが分かっており、これが影響したものと考えております。19 歳から 29 歳の年代の減少理由については把握できておりません。 ・レファレンス、インターネット、オンラインデータベースの利用状況が平成 30 年度と比べ、減少しているが、この理由としては何が考えられるか。 ⇒レファレンス件数に関しては、利用者がオンラインデータベースを利用し課題を解決する件数が増えたことにより、レファレンスカウンターで対応する件数が減ったものと考えております。 ・こういう緊急事態でイベント等は実施しにくい状況であり、またそう対応せざるを得ないため、場所を提供し資料を提供するという図書館の基本機能を維持できれば、基本的にはいいのではないかと思います。 (3) 令和 2 年度の事業計画について、事務局より説明 ・契約事業者選考というのは、今窓口業務委託している先が、期日が来るので、次の事業者を選考するというのでしょうか。 ⇒業者との契約は基本的に 1 年単位で行っており、図書館の場合は、建物管理に関することや、ゴミの回収などの契約があり、これらを 1 年単位で契約しています。窓口委託はここには入っておらず、令和 2 年度から 3 年間で契約しています。 ・全体スケジュールの 11 月にある図書館総合展というものはどのようなものですか。 ⇒今年はオンライン開催ということになっておりますが、例
--	---

年ですとこの時期に３日間、パシフィコ横浜という大きなホールで、図書館関係の業者さんの新しいサービス、新しい機械や商品の展示会を実施しております。

（４）第３次土浦市子ども読書活動推進計画の策定について、事務局より説明

・第２次計画では公民館・学校図書館等の環境整備というものがありますが、第３次計画では学校図書館の位置付けはどうなっているのでしょうか。

⇒土浦市全体の児童図書の充実を図る中に、学校のものも含めております。以前はそれぞれ公民館・学校図書館等の環境整備と図書館の環境整備という形で分けていたのですが、同じ資料の整備ということで統合をさせていただきました。

・文科省の基本的方針では、地域教育という大きな枠組みの中で、学校図書館も整備すると聞いているので、子ども読書活動推進計画の中に学校図書館の整備をきちんと位置付け、市として実施する方がいいのではないかと思います。

⇒今回示した資料は案になります。計画の策定に直接関わるのは策定委員会になりますが、本協議会でのご意見も、策定の際に参考にさせていただきたいと思います。

・中高生の読書について、中学生になると部活動などいろいろなことがあり、また学校の教育課程とあまり関係ない状況では、読書をするのは現実的には無理だということが前提であるべきではないかと思います。

・読書推進では、小学校の高学年以上は取り込み切れないと考えております。また、図書館は本を読ませるというだけではなく、広い意味で情報や知識を提供する場として機能すべきであって、様々な情報源がある中で、それをどういうふうに自分で取捨選択しながら、学習活動に繋げていくかという方向に全体

として動いて行くのではないかと思います。

・本に物理的に触れる機会があるといいと思ったのと、活字にこだわらなくても、活字に繋がっていくようなメディアとの子どもたちの関わり方というものもあると、読書をしたり自分の知識を深めたりという活動に、総合的に繋がっていくといいと感じました。

(5) その他

・土浦市立図書館ではどういう方針で図書を選定していますか。

⇒予約の多い図書について、複本を購入しております。同じタイトルの本の購入については4冊を上限に購入をさせていただいており、その上で、寄贈もありますので、これについては数の制限を設けずに受付しております。また、専門的な本の購入については、一般図書といわれる本だけでは図書館としての役割を果たせていないと考えておりますので、新聞などの書評に掲載された本の中からも選書をしております。

・資料費について、一昨年からだいぶ減額されていますが、資料費についてはどのように決定されるのでしょうか。

⇒今年度の図書費よりも、一昨年度と昨年度が1千万円ほど多くなっているのは、新図書館開館までに図書を購入するために必要とされた予算額を予算措置できなかったため、開館後に通常の予算額に上乗せしてもらった金額で、令和2年度から上乗せがなくなりましたので、減額されたように見えますが、今年度の図書費については、この図書館の規模に合わせて元々要求していた金額とほぼ同額を予算措置されている状況です。

・電子書籍は図書費の中に含まれるのでしょうか。

⇒含まれておりません。市の方の予算科目が紙の書籍とは異

	なっております。電子書籍は権利使用料という予算科目となっており、オンラインデータベースなどと同じ予算科目から支出をしております。 ・電子書籍の予算額について、増額要求の可能性はありますか。 ⇒電子書籍自体は、元々作家の意向や著作権法の問題で、紙の本ほどソフトが充実していないため、購入したい本が全て、電子書籍で揃えられる訳ではなく、今は電子書籍というサービス自体が課題であると考えております。 ・本の紛失についてはどのような状況でしょうか。 ⇒蔵書点検の中で、一定数紛失していることが確認できておりますが、どこの公共図書館でも蔵書点検の中で一定数の紛失があると聞いております。 アルカスにおいては、自動貸出機を使用しておりますので、借りた人は貸出処理をしたつもりでも、悪意なく処理しないまま、出入口の警報も鳴らず、出てしまうこともあり、そういう可能性が高いのではないかと考えております。
審議会等の事務局	土浦市立図書館 管理係 電話 029-822-3025 FAX 029-822-3316